

2005年4月1日 No.77

全国一般労働組合全国協議会

編集発行人 遠藤一郎

東京都港区新橋5-17-7 小林ビル

TEL 03-3434-1236

FAX 03-3433-0334

全国一般全国協

年収200万ー300万では暮らせない、生活できる賃金を目指し、怒りの春闘を！ われわれの春闘はこれからが本番だ！ 規制緩和・民営化、非正規雇用化攻撃に反撃しよう！

●ベア要求放棄、連合大手回答一時金のみ、社会的波及力を喪失した連合春闘

3月16日、連合大手の回答が一斉に出た。史上空前の利益を連続して出している自動車を中心に、一時金要求満額回答と報じられた。ベア要求を放棄、業績配分

を一時金とする組合要求に応えたものだ。トヨタの一時金は、244万円だった。電機、鉄鋼、造船重機なども、額こそ違え、同様の対応であった。

読売新聞は社説で「労資協調の定着で、ベア要求した組合あまりみられず」「主役の座を下りた賃金交



3・17 日比谷集会

渉」と報じた。大手が牽引し賃金引上げ相場を作り、中小に波及、それが人事院勧告に引き継がれ、米価や年金、生活保護基準にまで及んでいったと言う社会的波及力を持った「春闘」は解体してしまつた。企業業績の配分を企業内で分かち合う、中小の年収に匹敵する一時金満額回答が、中小労働者に波及するわけはない。

●生活できる賃金を目指し、中小春闘を全力で闘おう！

規制緩和・民営化、雇用の不安定化（非正規雇用化）攻撃が続く中、ここ数年間急速に賃金の大幅下落が続いている。規制緩和のなかで最低賃金を割りこむタクシー労働者、零細運輸労働者、民営化攻撃の中で30年掛けて勝ち取ってきた年収

400万円が4割の賃金切り下げ攻撃を受けている首都高速道路公団の下請労働者、10数年日本で働きつづけていながら300万に満たない外国人労働者、10万を越えた月収があるときはほととずる登録介護ヘルパー、30年間勤めて年収200万を切る縫製労働者など、われわれのなかまにはぎりぎりの生活を強制されている多くの労働者がいる。われわれの春闘は、この仲間の怒りの声を組織し、生活できる賃金を闘い取る闘いだ。

そして、この闘いを、規制緩和・民営化反対、非正規雇用労働者の権利と均等待遇確立を求める闘いに発展させること、生活できる賃金確立を制度化させるための最低賃金引き上げのための闘いと結合させていくことだ。

●3・17怒りのむしる旗行進の成功を引き継ぎ、4・20春闘第3波中央行動に向け全国から闘いを持ち寄ろう！

3月17日、権利春闘・全国実行委員会主催の05春闘中央総決起集会が行なわれた。その先頭に、首都高速道路公団の下請で組織しているハイウェイ共闘の労働者がむしる旗に、「怒り」「年収200万では生活できない」「公団の天下り反対」などと墨書し、デモ行進をした（詳しくは2面で報告）。中小労働者の怒りの行進が始まった。

全国各地で中小労働者の怒りの春闘を掘り起こし、自治体や各県労働局に向けた生活できる最低賃金確立を求める行動を起し、それを全国的につなげ、4月20日の第3波中央行動に結集しよう。

3・17 05春闘中央決起集会、ムシロ旗先頭に1300名が官公庁街を行進

05春闘前半の重点的取り組みである3・17中央行動が、ストライキ決起を含む1300人の結集で東京日比谷野外音楽堂でおこなわれた。当日は、午前

前から東京各地で争議支援行動が取り組まれた後、日比谷での集会・デモとなった。全国協は、午後2時、不当労働行為と闘う栃木佐野の由倉工業労組の支援のため、宮城・栃木・東京・京都・徳島・山口・北九州の参加で東京麹町の由倉本社

の抗議行動に取り組んだ。なんとといっても中央集会の目玉は、道路4公団民営化による一大合理化・賃金減額と闘うハイウェイ共闘の仲間達である。全国一般南部をふくめ200名を超えるハイウェイ共闘の仲間は、そろいのゼッケン、腕

章に身を固め、怒りのムシロ旗を林立させた。この旗は、ハイウェイ労働者自身が作り出した気持ちのこもったものだ。中央集会では、

りかけ共感と怒りが広まった。「政府・公団の生活破壊を許さない」「ETCで死人を出すな!」「怒りの行進」などと大書されたムシロ旗が、全行進参加者の先頭にひらめく。首都高速道路路公団本社は同じく資本優先の民営化と闘う郵政労働者の目標、郵政公社本部と隣り合わせのビル、1300名の行進は、両ビルに大きな抗議の声を浴びせた。ハイウェイ共闘は、この行動の成功を踏まえ春闘交渉が本格化する5月末からストライキで闘う決意を固めている。

ハイウェイ共闘・志賀議長が落ち着いた中にも怒りを込めて、「賃金は年収200万円レベルに落ちる。これで生活できますか」と語



番。3・17中央行動の成功を足がかりに、全国各地で労働者の生活と権利を闘いとるうねりをひろげよう。

3・19 イラクからの自衛隊即時撤退訴え 世界反戦行動に参加

3月19日のイラク反戦全世界統一行動デーには、首都圏の「WORLD PEACE NOW 3・19」日比谷集會に、約4500人が集まりました。

野外音楽堂に隣接するカモメ広場では、「イラク戦争反対! 占領やめろ!」と平和フォーラムの集會が行われました。ここでは初めに、長崎の被爆二世の会か

ら「被爆から60年いま現在50万人ともいわれる二世」を代表しての訴えがありました。京都の日教組から「子どもたちを戦場に送るなの不滅のスローガンを胸にたたかう!」との決意表明がありました。続いて、神奈川平和センター、私鉄総連の発言があり、最後に、中小ネットを代表して全統一労組から「小泉内閣は、日本を戦争のできる国に変えようとしている、そして、貧困化政策ともいえる、200万から300万円で生活ができるか?」と檄を發しました。



パレードは、銀座より有楽町へ東京駅前まで、松健サンバ替え歌をはじめインターナショナルで、楽しくにぎやかに、そして「自衛隊は即時撤退せよ! 憲法改悪を許すな!」と訴えました。

3・6

外国人に安定した雇用を！
行動に渋谷の繁華街に
300名を超える参加者

日本で労働ビザで働く外国人労働者にとって、年末から年度末にかけては雇用の不安に苛まれる時期である。なぜなら、彼らのほとんどは1年未満の期間で契約する労働者であり、契約更改の時期に当たるからである。



ノヴァ、ベルリッツなど大手語学学校で解雇や社会保険未加入など不当な攻撃があり、外国人組合員の中から、大きく社会的にアピールする必要が訴えられていた。

東京南部の外国人労働者を中心に外国人組合員は外国人総行動実行委員会とともに、労働組合にとどまらず広く外国人労働者の参加を訴えた「ジョブセキユリティマーチ・外国人に安定した雇用を！」行動が、3月6日午後、東京渋谷でおこなわれた。これに合わせ、大阪では3月初めに語学学校ノヴァの社会保険未加入の刑事告発がおこなわれ新聞にも大きく報道された。

当日は、集会開始以前から「ハチ公広場」でノヴァの労働者使い捨て労務政策を批判する寸劇「ノヴァパニショー」がおこなわれ数百人の通行人の喝采をあびた。集会は、いつもと趣を変えた参加者自身による

金港交通橋本労災損害賠償裁判に勝訴

全国一般神奈川金港交通労働組合

二月二日、横浜地裁で金港交通橋本労災損害賠償裁判の判決がありました。九八年五月、勤務中脳梗塞を発症、左片麻痺、高次脳機能障害の後遺障害を抱えながら橋本さんは、七年に及ぶ闘いを行ってきました。今回の判決は橋本さんの主張をほぼ認めるものでした。

「会社は、長時間に及ぶ労働を継続していることを認識しながら、營收増進のためこれを黙認・放置し、かえって、休息日にも勤務をさせ、高血圧で治療中であることを認識していたが、何らの措置も講ぜず、健康保持に対する配慮を欠いた点で、安全配慮義務違反があったと認められる。」として、金港交通に損害賠償責任があることを認めました。一〇〇%勝訴です。損害額の認定で、過失相殺によって請求額が半減されましたが、橋本労災損害賠償裁判は、タクシー労働者にとって、大きな成果をもたらしたといえます。それは、橋本さんが特別加重な労働をしていたわけではなく、くふうの働き方をしていた中での損害賠償の認定だと言うことです。高齢化が進み高血圧と言う基礎疾患を多くの仲間が抱えているなかでの判決だと言うことです。タクシー業界は、出来高賃金をもとに規制緩和を薄利多売で乗り越え、減収増益という奇妙な現象を作り出しています。今回の判決は、タクシー業界に対する大きな警告となり、泣き寝入りを余儀なくされてきた労働者に大きな希望となりました。

パフォーマンズがおこなわれ、英米人ばかりでなく中米・アジアなど多彩な訴えがおこなわれた。集会の進行にもない、労働組合ばかりでなく一般参加者の数も増え300名以上が結集、元気に渋谷の繁華街を行進

大塚闘争勝利

2005年3月15日、東京高裁において大塚労組は

勝利的和解を勝ち取りました。私たちの第一の目標であった職場復帰は叶わなかったものの、地位確認での裁判で敗訴しているにも関わらず金銭和解を勝ち取りました。この勝利は、私たちと共に闘っていただいた労働者の皆様のご支援があったからこそです。

大塚闘争は2002年7月の大塚製菓(株)による大塚アッセイ研究所譲渡に伴う労働者への「転籍」か「退職」かの二者択一・退職強要から始まりました。労働組合からの始まりました。労働組合嫌いの大塚は、初めて結成された3名の労働組合つぶしに全力を注ぎ、組合VS会社という労働争議に発展しました。地位を巡る裁判闘争、不当労働行為の労働委員会闘争、そして徳島・首都圏・関西を中心とした抗議行動を行ってきました。その結果、中労委は大塚に不当労働行為企業のレッテルを貼り付けました。抗議行動では600日を



越す毎日の就労闘争に加え徳島県下地区労との共闘により大塚徳島工場前や昨年12・17の徳島駅前での1000人集会で大塚の不当性を訴え、次期オーナーの大塚一郎宅要請行動まで取組みました。首都圏では27回に及ぶ本社行動と社長宅行動。関西では大阪本部と西宮に住むオーナー宅への度重なる抗議行動。また自治体に対して不当労働行為企業との取引を見直すように全国の自治体へ要請し大きな打撃を与えました。これらの総合的な闘いが私たちに勝利を呼び込んだのです。私たちはこれからも皆さんと共に闘い続けます。本日の闘いはこれからです！

労働組合の社会的役割はいりませんか

大鵬薬品工業労働組合 執行委員 北野 静雄



■昔前の労働組合と大衆 (世論)

私が高校生だった約40年前のころ、ストライキがよくあった。大阪に住んでいたため、国鉄のストライキの列車の窓や側壁にいっぱいステッカーが貼られてい

たことを覚えている。通学に国鉄を利用していたので、3倍も4倍も時間をかけて自転車でも高校へ行かねばならない。しかし、私だけでなく心では「頑張つてや」とエールを送っていた。大衆の多くは貧しい時代だった。高度成長期の労働運動は、闘うことで権利や賃上げを勝ち取ってきたし、生活実態も良くなってゆく実感があつた。誤解を恐れず言わせてもらえば、労働組合は賃上げや権利闘争をやっ

■労働組合は大衆を忘れていなかったか

労働組合は産業別・企業内で組織されることが主流で、労働組合運動がこの基盤で進められていった。労働組合運動は組合員の権利と生活を守ることであり、この意味では大きな役割を果たしてきたといえる。経

営側も労働組合の存在を無視して、経営が成り立たないことを認識していたが、容認していたわけではない。眼の上のたんこぶをどうはらいつけるか虎視眈々と狙っていた。経済の高度成長は結果として、営利第一主義の産物である公害・薬害を引き起こすに至る。このとき労働組合はどのような立場をとったのか。公害・薬害問題と闘った労働組合(水保病患者に協力した素労働組合等)や公害・薬

害企業内労働者が少数存在したが、労働組合総体としては、企業側について「抗議の座り込みのとき(労働組合の腕章をつけた)労働者にゴボウ抜きされた」とのスモン薬害患者の怒りの言葉に代表されるように、企業を守ることを優先する労働組合の側面が出てきた。大衆、とりわけ、公害・薬害被害者に対して経営側と同様な、あるいは経営の不正を問わない御用化した労働組合に、大衆は失望し、

労働組合は諸手を挙げて賞賛する存在ではなくなった。 ■資本側の労働組合潰し 公害廃液の垂れ流しを告発しない化学系企業労働組合、原発問題と取り組まない電力系労働組合、薬害自社製品を告発しない製薬系労働組合の存在は企業内労働組合運動の一面かもしれない。しかし、1980年代には、まだまだ闘う労働組合が頑張っていた。(次号に続く)

日中労働者交流協会 会長 吉岡徳次さん 御逝去 深く哀悼の意を表します

日中労働者交流協会会長で全港湾労働組合名誉顧問をされていた吉岡徳次さんが、2月16日、急性肺炎の



吉岡徳治さん

ためにお亡くなりになった。87歳と11ヶ月でした。吉岡さんは、全港湾の委員長を長く勤め、旧総評副議長として、中小労働運動センターの責任者として活躍、退任後は、総評解散に反対し、労研センターを結成、闘う労働運動を継承発展させるため活躍された。一方、日中、日朝交流に尽

力、日中労働者交流協会会長、朝鮮統一支持委員会などを勤められた。御高齢にもかかわらず、全国一般全国協の大会には欠かさず出席され、われわれを激励して頂いた。われわれは、吉岡先輩の意志を受け継ぎ、中小労働運動の発展のため力を尽くしていく。 合掌。

訪問介護の現場 その2

訪問介護の質について

介護労働組合ケアリング支部 上村 富美子



前回の記事で現場の登録ヘルパーの賃金が不安定で定着が難しいことを述べた。登録ヘルパーが定着しないこと、そのことは中小の訪問介護事業所の問題だけでなく、訪問介護の質という意味においても問題である

と考える。 介護は養成講習を受け資格を習得したからできるものとは考えていない。知識の習得だけではなく、現場の経験の積み重ねがそのヘルパーの実力となっていく。個々の利用者のケアの目的、目標を理解し、コミュニケーションをとりながらその利用者にあった実践の積み重ねが必要になるのである。単なる「お手伝いさん」感覚で短期間働くヘルパーで

は介護の質の向上は望めない。直行直帰のヘルパーであっても、介護に対するプロとしての意識づけ、事業所に対する帰属意識をもつよう指導していくことが大切であると考える。介護保険の枠組みの中で事業を行っていく中小の事業所であるからこそ、よりよいサービスを提供していくことで社会的評価を受け、事業が継続できていくのではないかと考える。介護の質の向上がひいては介護労働者の労働条件の向上につながるのではないかと考える。